

文京区区立施設における受動喫煙防止のための指針

1 目的

この指針は、受動喫煙の健康に与える影響等を排除するために区立施設において講ずべき受動喫煙防止対策を定め、区民及び職員の健康の保持増進と快適な環境づくりを目指すことを目的とする。

2 定義

この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) たばこ

たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品をいう。

(2) 喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

(3) 受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(4) 区立施設

区が所有又は管理をする施設（管理運営を委託（指定管理者に管理を行わせる場合を含む。以下同じ。）している区立施設及び区立公園その他の屋外施設を含む。以下同じ。）をいう。

(5) 全面禁煙

建物内及びその敷地を含めた全ての場所を禁煙とすることをいう。

3 基本的考え方

区における受動喫煙防止対策の基本的考え方は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）及び東京都受動喫煙防止条例（平成 30 年東京都条例第 75 号。以下「都条例」という。）その他の関係法令を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 区は、不特定多数の区民が利用する公共の場である区立施設においては、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響を十分に認識する。

- (2) 区立施設は、全面禁煙とする。ただし、様々な事情を勘案し、区がやむを得ず必要と認める場合は、法、都条例その他の関係法令の範囲内で、喫煙場所を設置することができる。
- (3) 区は、区民及び職員の喫煙率をさらに低減させる措置を積極的に講じていく。

4 受動喫煙防止対策の一層の推進に向けて

- (1) 区は、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響を十分に認識し、この指針を区民及び職員に周知徹底し、自主的かつ積極的な協力を得るように努める。
- (2) 区は、区民に対して、たばこの健康への悪影響や、禁煙を促す方法等について、様々な機会を捉えて普及啓発を行い、受動喫煙防止に取り組む気運を醸成していく。
- (3) 区は、職員の禁煙サポート対策について、積極的に取り組む。
- (4) 職員は、この指針を遵守し、受動喫煙防止対策に積極的に取り組む。
- (5) この指針に示した受動喫煙防止対策は、施設及び職場の現状を踏まえ、速やかに実施するよう努める。
- (6) この指針は、社会状況の変化、施設条件の変更等に伴い、随時見直しを行う。

5 実施時期

この指針は、令和元年7月1日より実施する。ただし、喫煙場所を設置した施設が法に規定する第二種施設に該当する場合は、当該施設に関する規定は、令和2年4月1日より実施する。